

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】新製品・新技術の開発 (P1~2)

- 平成 28 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の決定【NEW】……………北海道
- 平成 28 年度「北海道新技術・新製品開発賞」の決定【NEW】……………北海道

## 【2】販路拡大・海外展開 (P3~7)

- 北海道産酒の欧州ブランディングに向けたデザインコンテストの開催【NEW】……………経済産業局
- 商品の魅力を「最大限」に伝えるパッケージデザインの募集【NEW】……………経済産業局
- 海外おみやげ宅配便 ～ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス……………開発局
- HOP1 ECサイト ～ 香港・シンガポール向けインターネット販売……………開発局
- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施……………北海道

## 【3】融資 (P8~11)

- 平成 28 年 8 月の大雨等被害に係る中小企業向け融資制度……………北海道
- 北海道の融資制度における借換……………北海道
- 北海道の融資制度(小規模企業貸付)……………北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内……………北海道

## 【4】雇用の確保 (P12~16)

- 労働移動支援助成金の改正について……………労働局
- キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正について……………労働局
- 暴風雨及び豪雨(8/16~9/1)による災害伴う雇用調整助成金の特例【NEW】……………労働局
- 「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内【NEW】……………中小企業総合支援センター
- 北海道なでしこ応援企業認定のご案内……………北海道

## 【5】人材育成 (P17~25)

- 平成 29 年実施(第 67 回)計量士国家試験の実施【NEW】……………経済産業局
- 第7回「ものづくり日本大賞」の募集開始【NEW】……………経済産業局
- 11 月~12 月開講講座のご案内【更新】……………中小企業大学旭川校
- 小規模企業向けセミナー2016 のご案内……………中小企業大学旭川校
- 北海道食品製造業・企業説明会のご案内【更新】……………北海道
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 29 年度訓練生募集【NEW】……………北海道
- 能力開発セミナー(11-1 月開講予定)のご案内【更新】……………北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設……………労働局・北海道他

## 【6】各種相談 (P26~27)

- 平成 28 年台風 10 号に係る被災中小企業・小規模事業者対策について……………経済産業局
- 平成 28 年度 8 月の大雨等被害に係る中小企業向け相談室のご案内……………北海道

## 【7】イベント・セミナー (P28~40)

- 平成 28 年度「下請取引適正化推進講習会」の開催【NEW】……………経済産業局
- 下請取引適正化推進シンポジウム 2016 の開催【NEW】……………経済産業局
- 経営者向け「事業承継セミナー・個別相談会」の開催(帯広市)【NEW】……………経済産業局
- 資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演in北見の開催【NEW】……………経済産業局
- 北海道よるず支援拠点「経営力強化セミナーin旭川」の開催【NEW】……………経済産業局
- 「省エネ・節電セミナー」の開催【NEW】……………経済産業局
- 「海外進出知財リスク対策セミナー & 個別相談会」の開催【NEW】……………経済産業局
- 「地層処分意見交換会」の札幌開催について【NEW】……………経済産業局
- 「北海道創業サポーターズ・セミナー」の開催【NEW】……………経済産業局
- 企業トップなど経営陣向け「女性活躍推進セミナー」の開催……………北海道
- 企業リーダー向け「女性活躍推進リーダー養成研修」の開催……………北海道
- 「全国キャラバン！食の発掘商談会in札幌」及び「地域交流会」の開催【NEW】……………北海道
- 第30回ビジネスEXPOにおける「資源リサイクル・フォーラム2016」の開催【NEW】……………北海道

## 【8】その他 (P41~45)

- 商工会・商工会議所による「経営発達支援計画」の第4回認定申請募集【NEW】……………経済産業局
- 地域経済分析(REASAS)の機能拡充について【NEW】……………経済産業局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ【NEW】……………労働局
- 企業主導型保育事業のお知らせ(3次募集)【NEW】……………北海道

## 平成 28 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」が決定しました！

【新規】北海道

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に関し、顕著な功績のある個人及び団体等に対し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の表彰を行っており、昨年度まで60件の特色ある取組等を表彰しています。

今年度におきましても、省エネルギー部門と新エネルギー部門の2部門の募集を6月1日～8月31日の期間で行い、9月に開催された有識者会議での評価意見を踏まえて、下記の企業を被表彰者として決定しましたので、お知らせします。

※本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.h-foow.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokushintaisho.html>

### ◆省エネルギー部門

#### 【大賞】

株式会社土屋ホーム、北海道ガス株式会社

「ZEH 基準をクリアする賃貸住宅を開発、暖房費込みの賃料で居住できる新たなビジネスモデルの構築」

<http://www.tsuchiyaohome.jp/>      <http://www.hokkaido-gas.co.jp/>

#### 【奨励賞】

フレックスエヌティ有限会社

「長寿命で人体に悪影響を及ぼさない施設用次世代省エネ照明[EcoLoop]の普及」

<http://www.flexnt.jp/>

### ◆新エネルギー部門

#### 【大賞】

スフェラーパワー株式会社

「微小球状太陽電池を用いた、あらゆる方向からの光をキャッチし発電するソーラーサインシステムの開発」

<http://www.sphelarpower.jp/>

#### 【奨励賞】

株式会社土谷特殊農機具製作所

「冬季の冷気でできた氷を冷熱源として利用するアイスシェルターの「建屋型」及び「可動型」の開発」

<http://tsuchiyanoki.com/>

## 平成 28 年度「北海道新技術・新製品開発賞」が決定しました！

【新規】北海道

道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行っております。

今年度におきましても、ものづくり部門と食品部門の2部門の募集を5月19日～7月1日の期間で行い、8月に開催された選考委員会での審査を経て、新規性・独創性等に優れた新技術・新製品を開発した下記の企業を表彰しましたので、お知らせします。

※本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28shinseihinkaihatsushou.htm>

### ◆ものづくり部門(企業名、新技術・新製品名、HPアドレス)

#### 【大賞】

(株)トーエー産業 『特許 刺込式 網仕立』

#### 【優秀賞】

(株)ササキ工芸 『Premics Loud L250』

<http://www.sasaki-kogei.com/>

(株)富貴堂ユーザック 『営農クラウドシステム「しっかりファーム」』

<http://www.f-usac.co.jp/>

#### 【開発奨励賞】

(株)ネクステック 『電源自給マルチ GNSS 固定基準局装置並びに移動局技術』

<http://www.nextech.co.jp/>

(株)北海コーキ 『農家がワラ残渣で簡単に排水改良できる有材補助暗渠機「カットソイラー」』

<http://hokkai-koki.sakura.ne.jp/>

### ◆食品部門(企業名、新技術・新製品名、HPアドレス)

#### 【大賞】

(株)山下水産 『北海道産未利用海藻「ダルス」を活用した製品 海のパセリ「ダルス佃煮」』

<http://www.yamashitasuisan.com/>

#### 【優秀賞】

曲イ田中酒造(株) 『カムイトト』

<http://tanakashuzo.com/>

(株)豆蔵 『幻の大豆「黒千石大豆」を発芽させた機能性納豆「なんとみごとな発芽黒千石なっとう」』

#### 【開発奨励賞】

北海道はまなす食品(株) 『季節限定納豆シリーズ(ほんのりさくら香る納豆、夏納豆塩レモン、きのこ旨だれ納豆、冬納豆、黒豆金粉納豆)』

<http://h-hamanasu.jp/>

(株)ヤマオ 『北の山ワサビそのまま無添加すりおろし』

<http://www.dosankotei.com/>

北海道産酒の欧州ブランディングに向けたデザインコンテストが開催されます  
～平成28年度中小企業知的財産活動支援事業～

【新規】(北海道経済産業局)

(株)JTB 北海道は、北海道広域道産酒協議会、(株)北洋銀行、ものづくり系会員制シェア工房「Makers' Base(メイカーズベース)」と連携し、道内酒造会社4社の欧州市場向けブランディングに活用する「各社共通ロゴ」や「商品(瓶)ラベル」のデザインコンテストを開催します。

本事業は、北海道経済産業局が、「平成28年度中小企業知的財産活動支援事業」においてサポートしている取り組みで、道産酒の欧州ブランディングに向けたデザイン力強化を目指し、事業の推進を行っています。

※参加酒造会社:田中酒造(株)、国稀酒造(株)、日本清酒(株)、高砂酒造(株)

◆コンテスト詳細

詳細は、コンテスト事務局「Makers' Base(メイカーズベース)」のウェブサイトをご覧ください。

MB デザインコンテスト vol.8 欧州向け北海道産酒のロゴ

【URL】<http://makers-base.com/blog/5110/>

MB デザインコンテスト vol.9 欧州向け北海道産酒のラベル

【URL】<http://makers-base.com/blog/5120/>

◆問い合わせ先

コンテスト事務局「Makers' Base(メイカーズベース)」(担当:宮澤)

東京都目黒区中根 1-1-11

TEL:03-6421-1571

E-mail:[contest@makers-base.com](mailto:contest@makers-base.com)

## 商品の魅力を「最大限」に伝えるパッケージデザインを募集します

～ デザインで北海道のおいしいを、もっと伝える パッケージデザイン展 2016 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人知ってもらう、「デザインで北海道のおいしいを、もっと伝えるパッケージデザイン展 2016」を開催します。

開催にあたって、今回の公募ではデザインの対象商品を公開して、全国のデザイナー・学生等からパッケージデザイン作品を募集します。

応募作品は、デザインの専門家による審査会を行い、優秀作品を選定・表彰し、札幌と函館で開催するパッケージデザイン展で展示します。

### ◆募集要項

デザインの対象は、以下の9社9商品の中から自由にお選びください。

複数商品へのエントリーが可能です。

- 『紅一点田園江別 味噌』岩田醸造(株)(札幌市)
- 『サッポロ黒大豆 素焼黒豆』池田食品(株)(札幌市)
- 『しばれ生ハム』札幌バルナバフーズ(株)(札幌市)
- 『Beko 倶楽部オリジナルビーフハンバーグ』(株)ホクビー(石狩市)
- 『生パウンド』(株)もりもと(千歳市)
- 『えぞ熊笹そば』北海道熊笹本舗(有)(登別市)
- 『羅臼産時鮭生とろフレーク』カネサン佐藤(羅臼町)
- 『鮭スティック』(株)江戸屋(帯広市)
- 『北海道銘菓 きびだんご』(株)天狗堂宝船(七飯町)

### ◆募集期間

平成28年10月14日(金)～平成28年12月5日(月)

※事前にエントリーをお願いします。

エントリー期間:平成28年10月14日(金)～平成28年11月2日(水)

### ◆賞の設定

グランプリ 1作品[賞状・記念品]

優秀賞 8作品[賞状・記念品]

審査委員賞 3作品[賞状]

入選 10作品[賞状]

※作品応募者は、展示会においてビジネスカードを設置・配付することができます。

応募方法、募集要項等の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161014/index.htm>

「海外おみやげ宅配便」のご案内  
 ～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。  
 ※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。  
 サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)  
 香港、台湾 5kg 以内…7,000円 10kg 以内… 9,000円 15kg 以内… 11,000円  
 シンガポール、マレーシア  
 5kg 以内…11,000円 10kg 以内…14,000円 15kg 以内… 17,000円  
 ※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、  
 15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内  
 ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります  
 ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります  
 ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなる

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金 (税抜き)					
<b>5kg 以内</b>	●香港/台湾 --- 7,000円 ●シンガポール --- 11,000円 <small>縦+横+高さ=80cm以内</small>	<b>10kg 以内</b>	●香港/台湾 --- 9,000円 ●シンガポール --- 14,000円 <small>縦+横+高さ=100cm以内</small>	<b>15kg 以内</b>	●香港/台湾 --- 11,000円 ●シンガポール --- 17,000円 <small>縦+横+高さ=120cm以内</small>
<small>※台湾向けは別途関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります。シンガポール向けは付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります。</small>					
<b>5kgの物品を配送する際の例</b> <small>(消費税3%の場合)</small>		<b>10kgの物品を配送する際の例</b>		<b>15kgの物品を配送する際の例</b>	
商品代金	10,800円	商品代金	10,800円	商品代金	10,800円
HOP1利用料	7,560円	HOP1利用料	7,560円	HOP1利用料	11,880円
消費税	324円	消費税	324円	消費税	324円
送料	18,360円	送料	23,868円	送料	24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

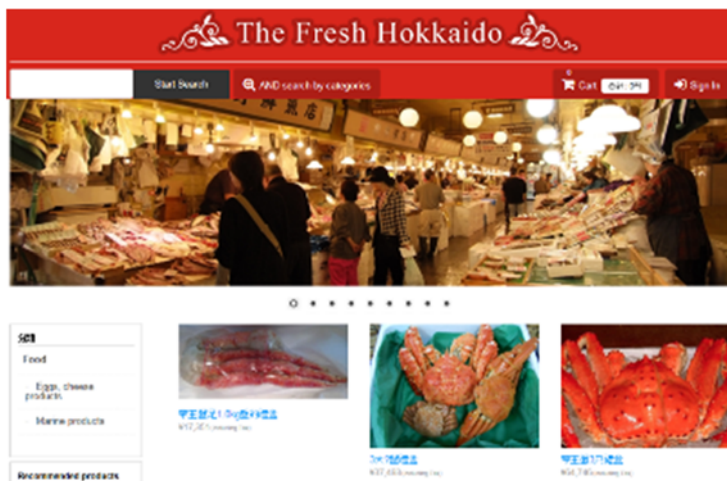
その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。  
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000 円  
・月額手数料 2,000 円  
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)  
※以下はオプションです。  
・商品撮影 1 カット 3,000 円～  
・原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

## 海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

### ◆実施事業・主な事業内容

#### 【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)

#### 【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・道内普及啓発セミナーの開催

#### 【新規市場食需要開拓推進事業(イスラム圏販路開拓)】

- ・道内アドバイザー(中東担当)の配置
- ・テスト輸出の実施(UAE)
- ・現地商談会・プロモーションの開催(UAE)
- ・道内セミナーの開催(道内6地域)

### ◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))



## 平成28年8月の大雨等により影響を受けている 中小企業向け融資制度

(北海道)

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

## ◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 【認定要件】 ・指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ・平成28年台風10号に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること ＜指定地域＞ 上川：南富良野町 十勝：帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 ＜指定期間＞平成28年8月30日～平成28年12月15日
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間 5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_28oome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_28oome.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

- ◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！
- ◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
  - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

- ◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で  
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます** （北海道）

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

- ◎金融機関へ直接申し込むことができます！
- ◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々に支援しています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◎ポイント◎

融資要件に当てはまれば、セーフティネット保証制度に係る市町村の認定がなくても利用できます！

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少しているもの (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少しているもの	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加しているもの (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin.costup.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**労働移動支援助成金の改正について【平成 28 年 8 月 1 日付け制度改正】（北海道労働局）**

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)について、平成28年8月1日付けで制度改正が行われ、下記のとおり一部支給要件が追加されたほか、助成率や助成額の引き下げが行われました。

助成金種別	改正内容													
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><b>&lt;新たに追加された支給要件&gt;</b>            ①再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等が連携していたことを承知していないこと。            ②支給対象者の希望に応じた、職業紹介事業者の選定を行っていること。            ③「再就職支援計画届」及び「再就職支援対象者一覧表」により労働局へ事前の届け出を行っていること。            ④人員削減を行う組織等において、生産量等が低下している又は赤字であること。            ⑤再就職支援を委託する対象者数が30名以上であること。(中小企業事業主を除く)</p> <p><b>&lt;助成内容の変更&gt;</b>            (委託開始申請分)            支給の対象となる事業主について、中小企業事業主のみに変更            (支給額に変更はなし)            (再就職実現申請分)            助成率を下記のとおり変更            (改正前)</p> <table border="1" data-bbox="462 1070 1193 1196"> <thead> <tr> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)</td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="462 1223 1270 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)</td> <td>委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)</td> </tr> <tr> <td>特例区分</td> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)</td> <td>委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の条件を満たした支給対象者についてのみ特例区分の助成率により助成額を算定します。</p>	中小企業事業主	中小企業事業主以外	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)		中小企業事業主	中小企業事業主以外	通常	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)	特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)
中小企業事業主	中小企業事業主以外													
委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)													
	中小企業事業主	中小企業事業主以外												
通常	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)												
特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)												
受入れ人材育成支援奨励金 (早期雇入れ支援)	<p>受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内の早期に期間の定めのない労働者として雇入れを行った事業主に対して助成するものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><b>&lt;助成額の変更&gt;</b>            (改正前)            支給対象者1名あたり:40万円            (改正後)            通常:支給対象者1名あたり:30万円            優遇助成:支給対象者1名あたり:40万円            ※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>													

- ◆これらの改正内容については、平成 28 年 8 月 1 日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。
- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

## キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正等について

(北海道労働局)

キャリアアップ助成金処遇改善コース(賃金規定等改定)は、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に、対象労働者数に応じて、事業主を助成する制度です。

## ○ すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人 :10万円(7.5万円) 4人～6人:20万円(15万円)  
7人～10人:30万円(20万円) 11人～100人:1人当たり3万円(2万円)

## ○ 一部(雇用形態・職種別等)の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人:5万円(3.5万円) 4人～6人:10万円(7.5万円)  
7人～10人:15万円(10万円) 11人～100人:1人当たり1.5万円(1万円)

◆職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)を加算

◆( )は中小企業以外の額です

## より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日～)

## ○ キャリアアップ計画書の提出期限の緩和(人材育成コースは、従前のおり訓練開始日の前日の1か月前まで)

「取組実施前1か月前まで」を「取組実施日まで」に変更しました。

## ○ 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

## ○ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「賃金規定等の増額分には、最低賃金額の公示日以降、公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日の前日までは、最低賃金額までの増額分を含めてよいこと」に変更しました。

## 中小企業に対する加算措置の創設

## ○ 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合、上記現行制度の助成額に加算されます。

1人当たり 14,250円(※18,000円)を加算(すべての賃金規定等改定の場合)

1人当たり 7,600円(※9,600円)を加算(一部の賃金規定等改定の場合)

(※) 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

## ○ 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

◆当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

## 平成28年10月の改正について

キャリアアップ助成金処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)は、有期契約労働者等の労働時間を延長し社会保険を適用した場合に事業主を助成する制度で、平成28年10月から次のとおり拡充しています。

## ○ 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険を適用した場合

1人当たり 20万円(15万円)

## ○ 処遇改善コース(賃金規定等改定)と併せて新たに社会保険を適用した労働者の手取り収入が減少しない※ように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

1時間以上:1人当たり 4万円(3万円) 2時間以上:1人当たり 8万円(6万円)

3時間以上:1人当たり12万円(9万円) 4時間以上:1人当たり16万円(12万円)

(※) 延長時間数に応じて以下のとおり延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。

1時間以上:13%以上昇給 2時間以上:8%以上昇給 3時間以上:3%以上昇給 4時間以上:2%以上昇給

◆( )は中小企業以外の額です

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う

雇用調整助成金の特例について

【新規】（北海道労働局）

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

今般、激甚災害として指定された、「平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、本災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等の雇用調整を行わざるを得ない事業主に対し、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

## 1 要件緩和

### <現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 **3 か月**間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

### <特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 **1 か月**間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

## 2 遡及適用

平成 28 年 8 月 16 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 12 月 22 日までに提出があったものについては、**事前に届け出られたものとする。**

※本災害の影響による「経済上の理由」とは例えば以下のような場合が該当します。

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、今回の雇用調整助成金の特例措置の利用に当たってのご相談等については北海道労働局または最寄りのハローワークまでご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

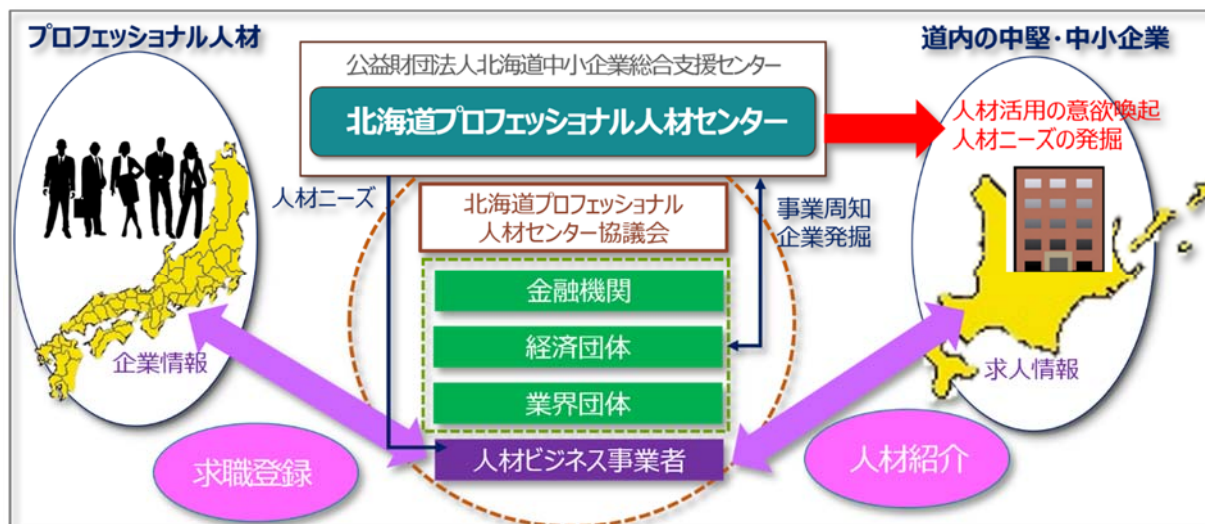
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道より北海道プロフェッショナル人材センター事業の委託を受け、当センター内に「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置しています。

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、戦略マネージャーが中心となり、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードすることができるプロフェッショナル人材の活用を促し、採用をサポートします。



◆プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性の向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことを称します。

◆業務内容

- ① 企業訪問等によりプロフェッショナル人材活用による経営改善等の意欲を喚起します。
- ② プロフェッショナル人材活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。
- ③ プロフェッショナル人材の活用事例等を発表するセミナーを開催します。
- ④ 金融機関、商工団体、民間の人材ビジネス事業者等との連携のための地域協議会を開催します。

◆事業の流れ

- ① 潜在成長力への気づき  
北海道プロフェッショナル人材センターでは、以下のようなアプローチを通し、地域企業の経営者の皆様との対話を通じて「攻めの経営」への転換を後押しします。  
●企業の相談対応 ●企業への訪問 ●関係機関との連携 ●セミナー・イベント
- ② プロフェッショナル人材活用の提案  
人材活用の提案により、プロフェッショナル人材活用の意欲喚起を図ります。
- ③ 人材ニーズの具体化とマッチング  
具体化した人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り次ぐとともに、企業の経営者からの相談等へ対応します。
- ④ フォローアップ  
プロフェッショナル人材の採用後も、関係機関や人材ビジネス事業者と連携してフォローアップを行います。

◆戦略マネージャー・サブマネージャー

- 戦略マネージャー 堀 敦志      ●サブマネージャー 熊田 広宣

◆相談窓口

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター内  
TEL : 011-232-2002 FAX : 011-232-2011  
E-mail : pro-jinzai@hsc.or.jp URL : http://pro-jinzai-hokkaido.jp/

月曜日～金曜日 (8:45～17:30) ※祝祭日、年末年始を除く



## 女性の活躍推進に取り組む企業を

「北海道なでしこ応援企業」として認定しています

(北海道)

道では、女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業を認定し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、次のとおり「北海道なでしこ応援企業」認定制度を創設しました。

認定を受けていただいた場合は優遇措置等の適用もありますので、職業生活における女性の活躍推進に取り組んでいる企業の皆様、ぜひ、ご申請ください。

### ◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

#### ・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

#### ・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

#### ・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

### ◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
  - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
  - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
  - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された「『女性の活躍応援自主宣言』の募集について」に基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
  - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

### ◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

### ◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ

TEL:011-204-5354(直通)/FAX:011-232-0159

## 平成 29 年実施（第 67 回）計量士国家試験について

【新規】（北海道経済産業局）

平成 29 年実施(第 67 回)計量士国家試験を、平成 29 年 3 月 5 日(日)に実施します。

### ◆事業概要

◇試験案内

◇受験願書の配布及び受付 等

については、経済産業省のウェブサイトをご参照ください。

【URL】<http://www.meti.go.jp/information/license/data/c160901aj.html>

試験案内(願書含)の配布が郵便での請求以外に、インターネットでのダウンロードが可能です。

なお、平成 24 年実施の計量士国家試験から、試験実施を民間に委託することとなり、北海道経済産業局において「試験案内書(願書)」の配布及び「願書の受付」は行っておりませんのでご注意ください。

## 第7回「ものづくり日本大賞」の募集を開始します

～ 今年は新部門を設立 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省は、国土交通省、厚生労働省、文部科学省と連携して、ものづくりの第一線で活躍する方々を顕彰する内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」を実施しています。

平成28年9月30日(金)より、経済産業省では第7回「ものづくり日本大賞」の受賞候補者の募集を開始します。

### ◆事業概要

内閣総理大臣表彰「ものづくり日本大賞」は、我が国の産業・文化を支えてきたものづくりを継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知っていただくことを目的とする顕彰制度です。

平成17年の制度創設後、隔年で実施しており、今回で第7回を迎えます。

### ◆募集部門

経済産業省では、以下の5部門について、受賞候補者の募集を行います。

#### ◇産業・社会を支えるものづくり

- ・製造・生産プロセス部門
- ・製品・技術開発部門
- ・伝統技術の応用部門
- ・「ものづくり+(プラス)企業」部門

#### ◇ものづくりの将来を担う高度な技術・技能

- ・人材育成支援部門

### ◆応募締切:平成28年12月18日(日)必着

※応募は候補者本人が行うのではなく、候補者を推薦する方が申請してください。

※受賞者の発表、表彰式は平成29年秋頃を予定しています。

### ◆応募方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/monojapan\\_7th/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/monojapan_7th/index.htm)



中小企業  
大 学 校

旭川校

中小企業大学校旭川校 11月～12月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年11月～12月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.19 顧客ニーズを実現する商品開発の進め方

～こんなモノが欲しかった！と言われるアイデア発想と商品づくり～

顧客を満足させるコンセプトを生み出し、そのコンセプトの具体化、さらには販路開拓までを検討する一連の流れを、演習を中心として学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 人の潜在ニーズの中から商品・サービスを作り出すと言われる、「デザイン思考」を身につけていただきます。
2. アイデアを形にする(試作)演習を通じて、体感するようにして学ぶことができます。
3. 2日目は演習時間が夜間まで続きますので、大学校への宿泊をお勧めいたします。

◆実施期間 11月14日(月)～16日(水)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 GOB Incubation Partners 株式会社 Co-Founder 協同経営者 櫻井 亮氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095248.html>

No.501 女性活躍推進講座

女性リーダーのためのコミュニケーションとチームワーク

管理者・リーダーとして求められるコミュニケーション能力や、コーチング・部下育成、業務マネジメントについて学ぶとともに、自社で実践できる女性リーダーとしての行動計画を策定します。

◆この研修のポイント

1. 女性だけを対象とした研修講座です。
2. 演習とゲームを通じて、体感しながら学ぶことができます。
3. 管理者・リーダーとして求められる幅広いスキルを学びます。

◆実施期間 11月16日(水)～18日(金)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表・一般財団法人生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ 田中 薫氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095259.html>

No.20 品質管理と現場改善によるコストダウン推進

～コストダウンが目に見える、現場での取り組み～

単なるコスト削減ではなく、製造現場にとどまることのない正しい管理によって品質管理レベルを高め、コストダウンの推進に繋げて収益に貢献するための取り組みを学びます。

◆この研修のポイント

1. コスト構造の基本知識を身につけることで、現場改善とコストの関係が分かります。
2. 品質管理と現場改善に取り組むための、目的が明確になります。
3. 自社に合ったコストダウン計画の作成の作成につなげます。

◆実施期間 11月28日(月)～30日(水)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 第2事業部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095249.html>

校外セミナー 札幌開催

No.502 海外展開・取引のためのビジネス構想力講座

◆この研修のねらい

環太平洋パートナーシップ(TTP)交渉が合意され、協定国間での人、モノ、資本等の自由化が進むことで、新たなビジネスチャンスが生まれるとともに、既存の枠組みでのビジネスには見直しが迫られる可能性があります。この研修では、TPP合意事項のポイントとその影響について理解を深めるとともに、TPP発効を見据えたビジネス構想(ビジネスモデル)の基本的な考え方について、事例と演習を交えて学びます。

◆実施期間 12月5日(月)～6日(火)2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営幹部、管理者、実務に携わる方

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社グローバル・ビズ・ゲート代表取締役 池田 隆行氏

日本テピア株式会社 テピア総合研究所 副所長 石毛 寛人氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095260.html>

No.21 ビジネスコミュニケーションとリーダーシップ

～メンバーから信頼されるリーダーになるために～

成果を上げているリーダーが実践しているビジネスコミュニケーションを学び、チームにおけるリーダーの意義について考えるとともに、将来の環境変化に対応するリーダーとなる条件について考察します。

◆この研修のポイント

1. メンバーのやる気を引き出す、リーダーの柔軟なコミュニケーションについて学びます。
2. リーダーの意義を明確にする機会となります。
3. 自社における変化を妨げる要因とその打開策を考察します。

◆実施期間 12月12日(月)～14日(水)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 合同会社人材開発アカデミー 代表社員・中小企業診断士 笹森 光彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095250.html>



(参加無料) 小規模企業向けセミナー2016のご案内  
11月に 壮瞥町で開催

(中小企業大学校 旭川校)

地域の魅力を発信するブランド商品づくり  
～売るのではなく、選ばれるために～

【壮瞥会場】

売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットのブランディング戦略について全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、西胆振地域の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

【壮瞥会場】

- ◆日時 11月11日(金) 14:00～18:00
- ◆会場 壮瞥町商工会館 (有珠郡壮瞥町滝之町286-56)
- ◆講師  
中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖  
株式会社ローソン 商品本部 北海道商品部長 稲葉 潤一氏
- ◆受講料 無料
- ◆詳細はこちら (ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)  
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。  
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。  
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道食品製造業・企業説明会開催のご案内【更新】

～ 11月開催 参加者募集～

(北海道)

道では、食品製造業に正社員として就職を希望される方や、正社員を目指すパートタイマーの方などを対象に、道内の食品製造業の現状や求められる人材などをテーマとした「求職活動支援セミナー」や、食品製造業で働く際に必要な衛生管理などの基本的な知識を学んでいただくための「人材育成講座」を開催しております。

このたびは、食品製造業に正社員として就職を希望される方などを対象に、地元食品製造業の企業による説明会を開催いたします。

地元企業と相互理解を深める絶好の機会です。ぜひ、ご参加ください。

◆対象企業

・正社員求人がある食品製造業

◆参加費用

・無 料

◆会場と日時・会場

・札幌市:

日時:11月14日(月) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:北海道中小企業会館(プレスト1・7)

・函館市:

日時:11月 2日(水) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:函館北洋ビル

◆実施内容

・企業様ごとにブースをご用意いたします。参加の皆様には自由に各ブースを回っていただき、各社のPRと求人内容等の説明を聞いていただきます。なお、この会場での個別面接は行えません。企業との個別面接を希望される方は、事前に履歴書を用意していただき、企業からの説明後、企業宛に提出していただくと、後日、企業から連絡がいきます。

※この会場での個別面接は行えません。

◆問い合わせ先

・北海道経済部食関連産業室 食品産業グループ 森永

TEL 011-204-5312

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の  
平成29年度の訓練生を募集します！

【新規】（北海道）

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

○ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成 28 年 11 月 1 日(火) ～11 月 20 日(日)	平成 28 年 11 月 21 日(月) ～12 月 10 日(土)	平成 28 年 11 月 1 日(火) ～11 月 20 日(日)
試験日	平成 28 年 11 月 25 日(金)	平成 28 年 12 月 16 日(金)	平成 28 年 12 月 5 日(月)
受験資格	○高等学校長推薦  平成29年3月 卒業見込みの方等	○学び直し若年者 自己推薦  35歳未満の 高校を卒業した方等  〔室蘭、苫小牧の2学院 と5学院(函館、旭川、 北見、帯広、釧路)の 自動車整備科が対象 です〕	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を 有すると認められた方(平成29年3月卒業見込みを含む)  ただし、障害者校の短期課程 の総合実務科は、一般求職 者等(新規中学校卒業者を含 む)で職業に必要な技能及び これに関する知識を習得しよ うとする方
試験内容	学力試験(国語、数学)  面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

○ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北 27 条東 16 丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町 435 番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 1 番 1 号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町 356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町 3 丁目 1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町 4 丁目 6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西 24 条北 2 丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南 1 丁目 2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山 60 番地	0125-52-2774



## 能力開発セミナー（11－1月開講予定）のご案内

【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

11-1月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備法令	札幌市	○		○		H29.1.19	H29.1.20	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H29.1.16	H29.1.25	8	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H28.12.3	H28.12.11	3	21	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H29.1.13	H29.1.14	2	12	15
	建築科	2級建築施工管理 技士(建築)	稚内市		○		○	H29.1.26	H29.2.28	10	20	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	観光ビジネス科	ホスピタリティ	網走市		○		○	H28.11.7	H28.12.1	8	20	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	配管科	建築配管	室蘭市	○		○		H29.1.16	H29.1.17	2	12	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅱ	電気工事応用	帯広市	○			○	H28.11.15	H28.12.1	7	14	20

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について  
(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員の高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

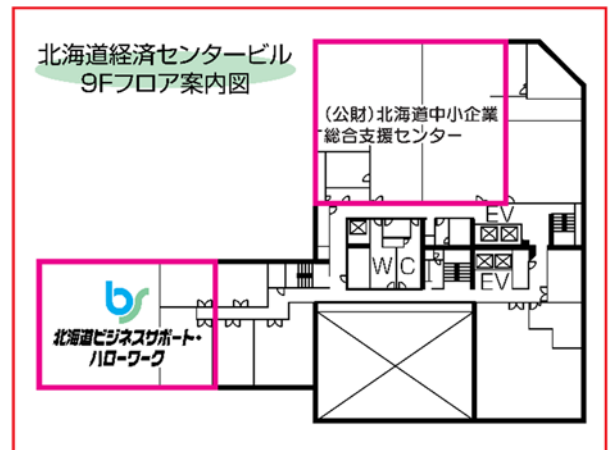
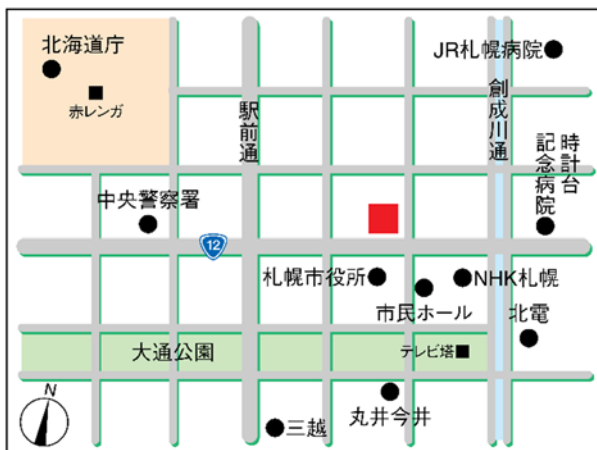
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



## 平成28年台風10号に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成28年台風第10号の災害に関して、北海道の20市町村に災害救助法が適用されたことを受け、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

### ◆平成28年台風第10号に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階 (受付時間:平日 8:30~17:15)

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576

011-709-1783(直通) FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、よろず支援拠点、(独)中小企業基盤整備機構並びに全国商店街振興組合連合会にも設置され、相談を受け付けています。

また、特別相談窓口のほか以下の措置を講じています。

### ◆災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します。

### ◆セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された北海道の各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を行います。

### ◆既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

### ◆小規模企業共済災害時貸付の適用

今般の災害により被害を受けた北海道の各市町村の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

窓口一覧、各種措置の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h28typhoon10/index.htm>

## 「平成 28 年 8 月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内 （北海道）

道では、平成 28 年 8 月 16 日からの大雨等(台風 7 号、9 号、10 号及び 11 号を含む)により被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るため、相談室を設置しています。

【相談室名】「平成 28 年 8 月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融相談室」

【受付時間】平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで(電話相談可)

【設置場所】

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市 8 条西 5 丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡 1 丁目 14 番 13 号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町 336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山 6 条 19 丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町 2 丁目 1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広 4 丁目 2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北 7 条西 3 丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東 3 条南 3 丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町 3 丁目 28 番地

※電話番号は、各機関の担当係(グループ)への直通番号です。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/soudan2808ooame.htm>

## 平成 28 年度「下請取引適正化推進講習会」を開催します

～ 毎年 11 月は下請取引適正化推進月間です ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、11 月 29 日(火)に「下請取引適正化推進講習会」を以下のとおり開催します。本講習会は、「下請取引適正化推進月間」※の事業の一環として開催するものです。

※中小企業庁と公正取引委員会では、下請取引の適正化について、従来からその推進を図っており、特に、昭和 54 年度から、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に普及・啓発事業を集中的に行っています。

### ◆開催概要

【日時】平成 28 年 11 月 29 日(火)13:30～16:30

【場所】ホテルポールスター札幌 2 階「ポールスターホール」(札幌市中央区北 4 条西 6 丁目)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【対象】親事業者の下請取引担当者等

【定員】250 名(先着順・参加費無料)

【内容】・下請代金支払遅延等防止法の解説

・下請中小企業振興法の解説

・質疑応答

【説明者】経済産業省北海道経済産業局担当者

### ◆申込締切:平成 28 年 11 月 22 日(火)

※申込にあたっての注意

申込みは原則として先着順で受付し、定員に達し次第、締め切らせていただきます。

申込み可能人数は、会場の収容数の関係から、1 事業所当たり原則 2 名以内とします。

### ◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161005/index.htm>

### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

**下請取引適正化推進シンポジウム 2016 を開催します**  
～「よい品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行定着に向けて～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省中小企業庁及び北海道経済産業局では、下請取引適正化の推進を図るため、以下のとおり、「下請取引適正化推進シンポジウム 2016」を平成 28 年 11 月 14 日(月)に開催します。

◆開催概要

【日時】平成 28 年 11 月 14 日(月)13:30～16:40

【場所】北海道経済センター 8 階「A ホール」(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

【対象】親事業者、下請事業者の経営者・取引責任者等

【定員】135 名(参加費無料)

【主催】経済産業省中小企業庁・北海道経済産業局

【後援】(公財)全国中小企業取引振興協会、全国中小企業団体中央会、日本経済新聞社

◆プログラム

◇基調講演

演題:下請代金法とコンプライアンスの取組について

講師:太樹法律事務所 高橋 善樹 氏

◇事例紹介

コンプライアンス(下請代金法遵守など)の強化に取り組む企業から先進事例を発表いただきます。(2 社予定)

◇パネルディスカッション

テーマ:コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して

親事業者の取組事例と違反事例等を参考に、コンプライアンス強化と取引適正化のあり方について議論します。

◆申込方法、詳細については、[当局のウェブサイト](#)をご覧ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161005\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161005_2/index.htm)

◆申込締切:平成 28 年 11 月 10 日(木)

◆申込・問い合わせ先

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー事務局

〒104-8176 東京都中央区銀座 7 丁目 13 番 20 号

TEL:03-5565-5381

FAX:03-3541-7533

受付期間:10:00～17:30(平日)

開設時期:平成 28 年 11 月 29 日(火)17:30 まで

**経営者向け「事業承継セミナー・個別相談会」を開催します（帯広市）**

～ 自社の事業承継について考えてみませんか？ ～

**【新規】（北海道経済産業局）**

北海道事業引継ぎ支援センターと帯広商工会議所は、11月17日(木)に帯広市で「事業承継セミナー・個別相談会」を開催します。

◆開催概要

【日時】平成28年11月17日(木)13:30～16:30

セミナー終了後、専門相談員による相談会を開催(事前予約制:1社30分程度)

【場所】帯広経済センタービル 6階大会議室(帯広市西3条南9丁目1)

【対象】中小企業者、支援機関等

【定員】70名(参加無料)

【主催】北海道事業引継ぎ支援センター、帯広商工会議所

◆プログラム

【第1部】親族内外における事業承継相談例からの留意するポイント

講師:税理士法人 竹川会計事務所 代表社員 公認会計士 税理士 竹川 博之 氏

【第2部】実体験と支援経験からみた事業承継の問題点

説明者:北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者補佐 北原 慎一郎

◆講師プロフィール

＜竹川 博之 氏(税理士法人竹川会計事務所代表社員 公認会計士 税理士)＞

東京の監査法人勤務を経て、平成2年より税理士法人竹川会計事務所勤務。東京時代、三菱系の商社、銀行、食品問屋、メーカー、建設会社等で監査及びマネージメントサービス業務に従事。帰郷後は、平成6年より地元の若手後継者とともに経営者養成講座を実施し、経営計画策定、組織風土改善、売上拡大、財務管理、相続税対策等を通して事業承継に取り組む。

＜北原 慎一郎(北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者補佐)＞

昭和47年に実父の急逝によりわずか22歳で北原電牧(株)の社長となる。その後40年間経営に従事したが、子供たちには小学校時代からの夢があり、子供の承継をあきらめM&Aにより社長を退任した。その後、中小企業診断士、M&Aシニアエキスパート等の資格を取得し、現在は北海道事業引継ぎ支援センター統括責任者補佐として実体験をもとに事業承継支援を行っている。

◆申込方法、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161006/index.htm>

◆申込締切:平成28年11月11日(金)

◆申込・問い合わせ先

帯広商工会議所 産業振興部経営相談課

TEL:0155-25-7121

FAX:0155-25-2940

E-mail:info@occi.or.jp

**資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演 in 北見を開催します**  
～化石、再エネ、原子力エネルギーのベストミックスの実現に向けて～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省では、北見市、北見商工会議所、国立大学法人北見工業大学との共催により、日本におけるエネルギーの現状や将来の姿について、さまざまな地域の住民の方々を対象に、化石エネルギーや再生可能エネルギー、原子力等のエネルギーミックスに対して、ご理解を深めていただくために講演会を開催します。

◆開催概要

【日時】平成 28 年 11 月 8 日(火)16:20～18:00（開場 15:50）

【場所】北見工業大学講堂(北見市公園町 165 番地)

【定員】300 名(参加無料)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

◆プログラム

◇3E+S の実現に向けたエネルギーミックス

説明者: 浦田 秀行(経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部長)

◇分散型エネルギーシステムを核とする街づくり

講師: 荒木 和路氏(東京工業大学先進エネルギー国際研究センター(AES センター)特任教授)

◆申込方法等、詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/20161007/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリビル 11 階

(株)日本旅行 ECP 営業部「エネルギーミックス講演会」事務局

TEL:03-5402-6401

FAX:03-3437-3944

◆参考

「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう 2030 年のエネルギー需給構造の見通し。



## 北海道よろず支援拠点「経営力強化セミナー in 旭川」を開催します

【新規】（北海道経済産業局）

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、以下のとおり「北海道よろず支援拠点『経営力強化セミナー in 旭川』」を開催します。

### ◆開催概要

【日時】平成 28 年 11 月 15 日(火)14:00～17:00

【場所】旭川トーヨーホテル 3 階「水晶」(旭川市 7 条 7 丁目 32-12)

【定員】60 名(先着順・参加費無料)

【対象】中小企業・小規模事業者、支援機関、商工団体、金融機関等

### ◆プログラム

#### <基調講演>

演題：クレーム対応の実践的な対処方法について

講師：北海道よろず支援拠点 コーディネーター 弁護士 奥山 倫行 氏

#### <北海道よろず支援拠点活動・支援事例報告>

説明者：北海道よろず支援拠点 チーフコーディネーター 中野 貴英 氏

北海道よろず支援拠点 道北拠点コーディネーター 立野 勇喜 氏

#### <中小企業ワンストップ総合支援「ミラサポ」について>

説明者：（公財）日本生産性本部 会員サービスセンター ミラサポ担当 伊藤 憲司 氏

#### <北海道中小企業総合支援センターの支援制度について>

説明者：（公財）北海道中小企業総合支援センター 道北支部長 紙谷 尚之 氏

### ◆申込締切：平成 28 年 11 月 11 日(金)

### ◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161011/index.htm>

### ◆申込・問い合わせ先

（公財）北海道中小企業総合支援センター 経営支援部

TEL:011-232-2402

FAX:011-232-2011

E-mail:soudan@hsc.or.jp

**「省エネ・節電セミナー」を開催します**  
**～未利用資源を役立つ省エネツールに～**

**【新規】（北海道経済産業局）**

経済産業省北海道経済産業局では、工場・事業所における省エネのコツや具体的な省エネ取組事例を紹介する「省エネ・節電セミナー」を開催します。

北海道の強みの一つである「食」、「観光サービス」分野に着目し、省エネ大賞を受賞した霧島酒造株式会社から、食品残渣などの未利用資源を活用した省エネの取組のほか、道内事業者から省エネ事例について紹介します。

◆開催概要

【日時】平成28年12月1日(木) 14:30～16:45(受付 14:00～)

【会場】京王プラザホテル札幌 2階エミネンスホール(住所:札幌市中央区北5条西7丁目)

【対象】企業、団体、行政機関等

【定員】200名(参加費無料)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

**基調講演:**焼酎工場における未利用資源を活用した省エネ

霧島酒造(株)生産本部 グリーンエネルギー部 小林 努 氏、藤原 誉司 氏

**事例紹介:**北国の省エネ・新エネ大賞受賞者等による事例紹介(3事例予定)

※当日は、平成28年度北国の省エネ・新エネ大賞(北海道経済産業局長表彰)等表彰式も同時開催します。

◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20161013/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

省エネ・節電セミナー事務局 株式会社道銀地域総合研究所

TEL:011-233-3562

FAX:011-207-5220

E-mail:seminar@doginsoken.jp

**「海外進出知財リスク対策セミナー&個別相談会」を開催します**

～確かな知財武装で攻めの海外進出を～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、11月7日(月)～12月6日(火)の間に道内6地域において「海外進出知財リスク対策セミナー&個別相談会」を開催します。

本セミナーは、中国をはじめアジアの知財情勢に詳しい日高賢治弁理士及びJETRO 北海道の担当者を講師に招き、海外の知財制度の概要・事例を踏まえたリスク対策を紹介します。また、海外進出や知的財産に関する個別相談会も実施します。

◆開催概要

【会場】帯広市：平成28年11月 7日(月)帯広商工会議所

釧路市：平成28年11月 8日(火)釧路市交流プラザさいわい

札幌市：平成28年11月21日(月)TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前

旭川市：平成28年11月22日(火)旭川勤労者福祉会館

函館市：平成28年12月 5日(月)函館商工会議所

室蘭市：平成28年12月 6日(火)胆振地方男女平等参画センター

【定員】各会場30名(参加費無料)

【対象】海外ビジネスを展開又は検討している企業等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

I. セミナー(13:30～15:30)

◇海外進出における知財リスクについて

日高東亜国際特許事務所 所長・弁理士 日高賢治 氏

◇JETROの海外展開支援について(JETRO北海道)

◇中小企業等外国出願支援補助金について(北海道経済産業局)

II. 個別相談会(15:30～16:30)

◆申込方法等、詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161013/index.htm>

◆申込締切：各回開催前週の金曜日

◆申込・問い合わせ先

(有)北斗エージェンシー 郷内(ごうない)

TEL:011-747-2223 Fax:011-747-5495 Email:[gounai@hokutoag.jp](mailto:gounai@hokutoag.jp)

**「地層処分意見交換会」が札幌で開催されます**

**【新規】（北海道経済産業局）**

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国民の理解と協力を得ながら進めていくことが極めて重要です。このため、原子力発電環境整備機構(NUMO)は、全国9ブロックで「意見交換会」を開催することとしており、北海道では11月23日(水・祝)に札幌で開催されます。

◆開催概要

【日時】平成28年11月23日(水・祝) 13:30~16:30(予定)

【会場】ロイトン札幌 2階 リージェントホール(札幌市中央区北1条西11丁目)

【主催】原子力発電環境整備機構(NUMO)

【後援】経済産業省資源エネルギー庁、日本原子力学会、電気事業連合会 ほか

【内容】◆第1部 地層処分の説明(13:30~14:50)

- ・資源エネルギー庁
- ・原子力発電環境整備機構(NUMO)
- ・専門家

◆質疑応答

◆第2部 グループ形式での意見交換(15:05~16:30)(予定)

◆詳細及び申込み方法

意見交換会の詳細や参加申込の方法については、以下のウェブサイトをご覧ください。

高レベル放射性廃棄物について考える「地層処分意見交換会」(NUMOのウェブサイト)

【URL】<http://www.chisou-sympo.jp/iken/>

◆申込締切:平成28年11月18日(金)

## 「北海道創業サポーターズ・セミナー」を開催します

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、地域の創業をサポートしている方が、より効果的に創業支援を行うために、中小企業基盤整備機構、中小企業庁とともに、平成28年11月25日に、「北海道創業サポーターズ・セミナー」を開催します。

本セミナーでは、行列が出来る支援機関として知られる富士市産業支援センターf-Bizのセンター長 小出 宗昭 氏や、積極的に創業支援を行っている地域の方をお招きし、「成功する」創業支援の秘訣についてご講演いただきます。

### ◆開催概要

【日時】平成28年11月25日(金)13:30～19:00

【会場】TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 3A  
(札幌市北区北7条西2丁目9ベルヴエオフィス札幌 3F)

【定員】100名程度(先着順・参加無料)

【対象】市町村、商工会議所・商工会、金融機関、その他創業支援事業者

【主催】中小企業基盤整備機構、中小企業庁、北海道経済産業局

### ◆プログラム

**基調講演 (13:35～15:05)**

【演題】f-Bizにおける創業支援の取組について

【講師】富士市産業支援センター f-Biz センター長 小出 宗昭 氏

**事例発表 (15:15～16:05)**

・(公財)函館地域産業振興財団 総務企画部 産業支援課 専門員 加賀 壽 氏  
・真狩村 総務企画課 地域振興係長 西川 美暁 氏

**施策紹介 (16:05～16:15)**

・北海道経済産業局・北海道・中小企業基盤整備機構

**分科会 (16:25～17:25) ※分科会ⅠとⅡのどちらかを選択いただきます。**

・分科会Ⅰ：創業相談対応等創業支援の実務

講師：(一財)旭川産業創造プラザ 企業支援グループ 主幹 中川 敏史 氏

※創業支援の実務に携わる方が広く対象となります。

・分科会Ⅱ：創業支援事業計画策定の実務

説明者：北海道経済産業局 中小企業課 産業部 菊地 雄太

※産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」を策定されていない自治体のうち、計画策定に関する事務について詳細に聞きたいという方が対象となります。

**名刺交換会 (17:30～19:00)**

参加希望者を対象として会費制で行います。(要事前申込)

### ◆申込方法等、詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161017/index.htm>

### ◆申込締切：平成28年11月18日(金)

### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311(内線 2577) FAX：011-709-4138 E-mail：[hok-sogyo@meti.go.jp](mailto:hok-sogyo@meti.go.jp)

**企業トップなど経営陣向けの「女性活躍推進セミナー」を札幌市で開催します** (北海道)

道では、企業等における女性の能力発揮や職域拡大など女性の活躍を促進するため、企業トップなど経営陣向けに意識醸成を図る「女性活躍推進セミナー」を札幌市で開催します。

セミナーでは、ワーク・ライフ・バランス先進企業850社を支援し、また、内閣府の「少子化社会対策大綱の具体化に向けた新婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」の座長代理であり、イクメンの名付け親でもある渥美 由喜 氏を講師に迎え、経営戦略としての女性活躍推進について、ご講演をいただきます。

参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

◆開催概要

**札幌会場(札幌市共催) (定員100名)**

日時:平成28年10月28日(金)13:30~16:00

場所:札幌プリンスホテル国際館パミール(札幌市中央区南2条西11丁目)

◆プログラム

【第1部】

・経営戦略のための女性活躍推進セミナーについて

【第2部】

・参加企業同士の情報交流会

【第3部】

・リーダー養成研修のご案内 他

◆申込方法

ウェブサイト、電話、FAX で申込が可能です。詳細は「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」の専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://www.mamanavi.tv/nadeshiko>

◆問い合わせ先

「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル4階

(株)MammyPro(マミープロ)

TEL:011-206-9150(平日午前9時~午後5時) FAX:011-206-9750

又は

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

TEL:011-231-4111 (内線:26-471)

## 企業内リーダー向けの「女性活躍推進リーダー養成研修」を

旭川市・札幌市で開催します

【新規】（北海道）

道では、企業等における女性の能力発揮や職域拡大など女性の活躍を促進するため、企業内で女性の活躍推進を実践するためのノウハウを提供するリーダー向けの「女性活躍推進リーダー養成研修」を旭川市・札幌市で開催します。

養成研修では、札幌を拠点に子育て情報サイト「ママナビ」を運営、社員が全員主婦であり、ワーク・ライフ・バランス実践企業である(株)MammyProの代表取締役 阿部 夕子氏を講師として、女性が活躍しやすい職場づくりのための実践プランの作成やネットワークづくりを行います。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

### ◆開催概要

#### (1)旭川会場（定員20名）

日時：平成28年11月16日(水)13:30 ～ 17日(木)17:00 [2日間]

場所：ときわ市民ホール(旭川市6条4丁目勤労者福祉会館)

#### (2)札幌会場（定員20名×2回）

日時：平成28年11月21日(月)13:30 ～ 22日(火)17:00 [2日間](1回目)

平成28年11月28日(月)13:30 ～ 29日(火)17:00 [2日間](2回目)

場所：札幌エルプラザ(札幌市北区北8条西3丁目)

### ◆プログラム

【1日目】 13:30-17:00

- ・オリエンテーション、女性活躍推進の必要性や社会背景、先進事例から見える女性活躍推進、アクションプランについて、リーダーとしての役割

【2日目】 9:30-17:00

- ・自社の現状分析、自社の課題を抽出、アクションプラン策定、アクションプランの進め方、参加者同士のディスカッション

### ◆申込方法

ウェブサイト、電話、FAX で申込が可能です。詳細は「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」の専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://www.mamanavi.tv/nadeshiko>

### ◆問い合わせ先

「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル4階

(株)MammyPro(マミープロ)

TEL:011-206-9150(平日午前9時～午後5時) FAX:011-206-9750

又は

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

TEL:011-231-4111 (内線:26-471)

「全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌」及び「地域交流会」の開催について

【新規】（北海道）

農林水産省（事業実施主体：株式会社JTB 西日本）では、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者とのマッチングの機会を作るため、農林漁業者等と流通業者等との商談会を開催することとし、出展者の募集を行っています。

また、商品の磨き上げや販路開拓のため、バイヤーを招いて開催される「地域交流会」の出席者の募集を行っています。

【 全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌 】

- ◆日 時 平成 29 年 2 月 2 日(木)8:50～17:10
  - ◆場 所 ニューオータニイン札幌(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地)
  - ◆募集数 30 社（参加希望者が募集数を超えた場合、事務局等において総合的に判断して選定を行います。）
  - ◆出展者応募要件
    - ①最終生産地又は加工地が北海道地区である商品を取扱う事業者
    - ②原材料となる農林水産物の国内産の比率が概ね8割を超える商品を扱う事業者
    - ③留意事項全てに了承いただける事業者
- ※ 詳しくは募集要項をご覧ください <http://jtb-matching.com/japanfood2016/>
- ◆参加バイヤー：全国の百貨店、スーパー、小売、卸、商社、通販、ホテル等 約 20 社

【 地域交流会 】

- ◆日 時 平成 28 年 12 月 2 日(金)10:00～17:00
  - ◆場 所 札幌市資料館(札幌市中央区大通西 13 丁目)
  - ◆内 容
    - セミナー  
現役食品バイヤーによる講演『バイヤー目線による販路開拓のポイント(仮称)』  
(6次産業化認定事業者から商談会への参加経験がない事業者まで広くご活用いただけます)
    - 交流会  
参加者全員によるディスカッション形式で様々な可能性や課題を共有し、生産者自身の販路開拓につなげていただきます。  
参加者：生産者、バイヤー3者((株)三越伊勢丹フードサービス、(株)高島屋クロスメディア事業部、(株)JALUX)、  
支援機関
- ※ 詳しくは募集要項をご覧ください <http://jtb-matching.com/japanfood2016/>



【お問い合わせ先】

全国キャラバン！食の発掘商談会 運営事務局 担当：中塚  
TEL:06-7650-6216(平日 10:00～17:30) E-mail: [jtbmatching@west.jtb.jp](mailto:jtbmatching@west.jtb.jp)  
<http://jtb-matching.com/japanfood2016/>

北海道農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進グループ 担当：片桐 TEL:011-204-5432



## 第30回ビジネスEXPOで「資源リサイクル・フォーラム 2016」を開催します

【新規】（北海道）

私たちの生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効利用に関する技術や環境経営に関する情報の提供、意見交換により、リサイクル及び環境経営の促進を図ります。

### ◆ 概 要

- (1)会 期 平成28年11月10日(木)～11日(金)まで(2日間)
- (2)会 場 アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目3番55号)
- (3)主 催 北海道循環資源利用促進協議会、エコロジア北海道21推進協議会、北海道
- (4)入場料 無料
- (5)アクセス 地下鉄「大谷地駅」より無料シャトルバス運行(15分間隔)

### ◆ 内 容

#### (1)資源リサイクルセミナー

ア 日 時 平成28年11月11日(金)10:00～12:00

イ 会 場 1階 小展示場

ウ 内 容

① 基調講演 10:00～11:00

『ホンダにおける水素社会への取組』

本田技研工業株式会社経営企画部環境安全企画室 開発技師 佐藤 孝之 氏

② 事例発表 11:00～12:00

『水素活用による小規模木質バイオマス発電技術の開発』

北海道電力株式会社企画本部環境室エネルギー事業G グループリーダー 石塚 明弘 氏

『福岡市水素リーダー都市プロジェクト～下水を活用した世界初の水素ステーションの実現～』

福岡市経済観光文化局創業・立地推進部 エネルギー・環境産業振興課長 中村 義治 氏

『家畜ふん尿由来水素を活用した水素サプライチェーン実証事業

～ミルクだけじゃない!「しかおい水素ファーム」～』

鹿島建設株式会社環境本部プロジェクト開発グループ グループ長 八村 幸一 氏

エ 申込み方法(事前申し込みをお願いします)

下記のお問い合わせ先に、氏名、居住市町村、所属を明記の上、平成28年10月28日(金)までにFAX又はメールによりお申し込みください。

【詳細は左記ホームページをご覧ください】 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/H28\\_H2tirashi.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/H28_H2tirashi.pdf)

#### (2)資源リサイクル展

ア 日 時 平成28年11月10日(木)10:00～17:30

11月11日(金) 9:30～17:00

イ 会 場 1階 屋内展示会場

ウ 内 容 北海道循環資源利用促進協議会の取組

エコロジア北海道21推進協議会会員企業の取組・技術・製品等の紹介

### ◆ 同時開催(屋内展示会場)

◇北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド展示会(ブース出展)

◇ほっかいどう水素イノベーション展 2016

### ◆ お問い合わせ先:北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課

(TEL 011-204-5196) (FAX 011-232-4970) (E-mail [kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp))

商工会・商工会議所による「経営発達支援計画」の第4回認定申請の募集を開始します

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省では、小規模支援法に基づいて商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に係る第4回認定申請手続を公表したので、以下のとおりご案内します。

◆認定申請手続について

- ◇北海道管内の商工会・商工会議所は、北海道経済産業局まで認定申請書をご提出ください。
- ◇認定申請を行うにあたっては、以下の中小企業庁ウェブサイトに掲載されている「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」をご参照ください。
- ◇申請を検討されている北海道管内の商工会・商工会議所は、お早めに当局までご相談ください。

◆第4回認定スケジュール

- 平成28年11月1日(火)～11月8日(火)申請書提出期間
- 平成29年3月中 第4回認定(予定)

◆詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161007\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20161007_2/index.htm)

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
TEL:011-709-2311(内線 2576)  
FAX:011-709-4138  
E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

## 地域経済分析システム (RESAS) の機能拡充について

【新規】(北海道経済産業局)

平成28年9月30日から、地域経済分析システム(RESAS:リーサス)の機能のうち、これまで国や自治体職員のみが利用可能であった「全産業花火図」(産業マップ)の一部を一般公開します。これにより、どなたでも地域産業の企業数や売上高などを簡単な操作で把握することができます。

また、地域の製造業の出荷額や卸売業、小売業の商品販売額、売場面積を時系列で把握できる機能などを追加します。

※RESASは、「Regional Economy and Society Analyzing System」の略

### ◆一般公開されるマップ及び機能

#### 産業マップ

##### ◇全産業花火図

企業数、従業者数、売上高、付加価値額、事業所数の産業別割合が表示され、地域経済を支える主要産業が特定できます。

※付加価値額とは、地域の産業がどれだけ稼いでいるかを表す指標(付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課)

### ◆今回追加するマップ及び機能

#### 1. 産業マップ

##### ◇製造業花火図、製造業の地域間比較

製造業の事業所数や出荷額等が表示され、自地域における製造業の強み・弱みが把握できます。また、他地域比較により、地域間連携等の支援策の検討に活用できます。

##### ◇研究開発費の地域間比較

地域の主要企業における研究開発費の計上状況の把握や他地域比較ができ、研究開発費の継続性等が分析できます。

##### ◇企業の海外取引額分析

地域の主要企業における輸出入取引額や取引相手の地域が表示され、自地域における海外展開の状況や今後の支援策の検討に活用できます。

#### 2. 地域経済循環マップ

##### ◇労働生産性等の動向分析

目標とする経済成長率を実現するために必要な労働生産性等の要因が表示され、地域の生産性向上に向けた施策の検討に活用できます。

#### 3. 農林水産業マップ

##### ◇林業マップー山林分析、林業者分析

地域の保有山林面積や素材生産量、林業者の作業日数や法人化率が表示され、森林整備や事業体の育成施策の検討に活用できます。

◇水産業マップー(海面・内水面)漁船・養殖面積等分析、(海面・内水面)漁業者分析、内水面漁獲物等販売金額

種類別に漁船隻数や養殖面積、漁業就業者数、漁獲物販売金額等が表示され、漁業の状況把握や経営・生産体制強化策の検討に活用できます。

#### 4. 消費マップ

---

◇商業花火図、商業の地域間比較

卸売業、小売業の事業所数や年間商品販売額、売場面積等が表示され、商業支援策の検討や他地域との比較による自地域の特徴把握に活用できます。

#### 5. 自治体比較マップ

---

◇自治体財政状況の比較

自治体における財政力指数等の主要な財政指標が表示されるとともに、他地域との比較や推移も見ることができ、自治体の財政健全度が分析できます。

※財政力指数とは、自治体の財源の余裕度を表す指標(財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額)

◆詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20160930/index.htm>

北海道最低賃金（地域・特定）改正のお知らせ

【新規】（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海 道 の 最 低 賃 金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>786</b> 28. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 <b>830</b> 28. 12. 4 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>900</b> 28. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>821</b> 28. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>825</b> 28. 12. 4 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
  - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
  - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
  - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～  
 フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽に電話を！)  
 詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

企業主導型保育事業のお知らせ（3次募集中）について

【新規】（北海道）

公益財団法人児童育成協会からのお知らせです。同協会において、企業主導型保育事業の3次募集中です。今年度は、今回が最後の募集となる予定ですので、関心がありましたら、早めに相談されますようよろしくお願いします。

会社も、社員も、地域もうれしい

# 企業主導型保育事業

3次募集中です



※3次募集：整備費10月3日から11月11日まで、運営費11月1日から11月30日まで

こんな場合が対象です

- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営する場合※
- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営し、近隣企業と共同利用する場合※
- ・複数社で社員のための保育施設を共同で設置・運営する場合※
- ・保育サービス事業者が設置・運営する保育施設と企業が契約して利用する場合  
※保育サービス事業者への運営委託が可能です。

【地域枠】従業員枠だけでなく地域で保育を必要としている子どもが利用する地域枠を設けることもできます。  
(定員の50%以内)

こんな助成が受けられます

【整備費助成金】

- ・「基準額を基礎とした基本単価」と「実際にかかった建築費や既存建物の改修費の4分の3の額」を比較して低い方の額を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人の施設を建築する場合

・基本単価（都市部）	78,500,000円	
・設計費加算（5%）	3,925,000円	※設計費は建築の場合のみ加算
合計	82,425,000円	

整備費用としての約8,200万円の助成が受けられます。

【運営費助成金】

- ・認可施設とほぼ同水準の運営費を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人（乳児10人、1・2歳児15人、1日11時間開所、週7日未満開所、保育士比率50%）の場合

・乳児	190,430円×10人×12月	=22,861,600円
・1・2歳児	132,100円×15人×12月	=23,778,000円
・利用者負担相当額控除		△10,272,000円
		36,367,600円

年額約4,000万円の運営費が助成されます。

【お問合せ】 公益財団法人児童育成協会 TEL：03-5766-3801（平日9：30～17：30）

Eメール：syoukai@kigyounaihoiku.jp

企業主導型保育事業ポータル

【問い合わせ】 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援G(Tel011-204-5236)  
北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境G(Tel011-204-5354)